

油漏れストップ！魚沼連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 魚沼地域では、取扱不注意等による油流出事故（以下、「事故」という。）が多く発生していることから、事故の発生の低減を図るため、魚沼地域の行政機関及び関係機関が未然防止対策等を推進する油漏れストップ！魚沼連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討、協議及び調整を行う。

- (1) 事故発生の未然防止のための一般住民及び事業者への啓発活動に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関（以下「構成機関」という。）を代表する者をもって構成する。

- 2 連絡会議に座長を置く。
- 3 座長は、新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター長をもって充てる。
- 4 座長は、連絡会議を代表、会務を統轄する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、必要の都度、座長が召集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の組織に属する者を連絡会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から実施する。

附 則

一部改正後の要綱は、平成21年12月18日から実施する。

附 則

一部改正後の要綱は、平成22年11月29日から実施する。

附 則

一部改正後の要綱は、平成24年12月6日から実施する。

附 則

一部改正後の要綱は、平成27年11月26日から実施する。

附 則

一部改正後の要綱は、平成29年10月30日から実施する。

別表

南魚沼地区

- ・新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部生活衛生課
- ・新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- ・新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課
- ・新潟県南魚沼地域振興局農林振興部農村計画課
- ・南魚沼市市民生活部環境交通課
- ・湯沢町産業観光部環境農林課
- ・南魚沼市消防本部予防課
- ・新潟県石油商業組合南魚沼支部
- ・魚沼みなみ農業協同組合
- ・しおざわ農業協同組合

魚沼地区

- ・新潟県魚沼地域振興局健康福祉部衛生環境課
- ・新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課
- ・新潟県魚沼地域振興局農業振興部農村計画課
- ・魚沼市環境課
- ・魚沼市消防本部予防課
- ・新潟県石油商業組合北魚沼支部
- ・北魚沼農業協同組合

十日町地区

- ・新潟県十日町地域振興局健康福祉部衛生環境課
 - ・新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課
 - ・新潟県十日町地域振興局農業振興部農村計画課
 - ・十日町市環境エネルギー部環境衛生課
 - ・津南町税務町民課
 - ・十日町地域消防本部予防課
 - ・十日町農業協同組合
 - ・津南町農業協同組合
 - ・新潟県石油商業組合十日町支部
- ・新潟県県民生活・環境部環境対策課